（家畜共済に関する経過措置）

**第八条**　家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係に関する新法の規定は、平成三十一年一月一日以後に共済責任が始まる死亡廃用共済及び疾病傷害共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係並びに当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任が始まる家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、平成三十年十二月三十一日の属する共済掛金期間の満了の時（その時までに当該共済関係に係る共済目的たる家畜が死亡廃用共済又は疾病傷害共済に付されたときは、当該家畜については、その共済責任が始まる時）までは、なお従前の例による。

（果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に関する経過措置）

**第九条**　果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係並びに当該保険関係に係る再保険関係に関する新法の規定は、平成三十一年一月一日以後に共済責任期間が開始するこれらの共済事業の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始するこれらの共済事業の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

（共済掛金及び保険料の払戻しに関する経過措置）

**第十条**　農業共済組合又は新法第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村は、平成三十三年三月三十一日までに共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間）の満了する共済事業の共済関係に係る共済掛金について、平成三十四年三月三十一日までの間に限り、旧法第百二条の規定の例により、その一部を払い戻すことができる。

2　前項の規定は、同項に規定する共済関係に係る新法第十一条第二項に規定する都道府県連合会（附則第十二条において「都道府県連合会」という。）の保険事業の保険関係に係る保険料について準用する。

（農業経営収入保険に関する経過措置）

**第十一条**　農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係に関する新法の規定は、平成三十一年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用する。

（独立行政法人農林漁業信用基金に対してされた出資に関する経過措置）

**第十二条**　施行日前に政府、農業共済組合連合会及び旧法第五十三条の二第四項に規定する特定組合から独立行政法人農林漁業信用基金に対し旧法第百四十二条の十二第一項の農業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資された額に相当する額は、それぞれ、政府、都道府県連合会及び新法第七十三条第四項に規定する特定組合から独立行政法人農林漁業信用基金に対し新法第二百十八条第一項の農業保険関係資金に充てるべきものとして示して出資されたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

**第十三条**　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

**第十四条**　政府は、この法律の施行後四年を目途として、新法の施行状況その他の事情を勘案し、農業経営収入保険事業その他の農業保険の制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

**第十五条**　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）、第百三十一条第一項及び第百四十三条の二第二項」を「第百七十一条第一項及び第二百二十二条第二項」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

**第十六条**　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百十一条第一項に規定する肉用牛等及び乳牛の雌等（政令で定めるものを除く。）」を「次に掲げる牛以外の牛」に改め、同項に次の各号を加える。

一　種雄牛

二　乳牛の雌のうち子牛の生産の用に供されたもの

第六十七条の三第二項中「農業災害補償法第百十一条第一項に規定する肉用牛等及び乳牛の雌等（政令で定めるものを除く。）」を「次に掲げる牛以外の牛」に改め、同項に次の各号を加える。

一　種雄牛

二　乳牛の雌のうち子牛の生産の用に供されたもの

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

**第十七条**　前条の規定による改正後の租税特別措置法（次項において「新租税特別措置法」という。）第二十五条の規定は、平成三十年分以後の所得税について適用し、平成二十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十七条の三及び第六十八条の百一の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。）分の法人税及び連結親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この項において同じ。）にある連結子法人（法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下この項において同じ。）の施行日以後に終了する連結事業年度（法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（所得税法等の一部改正）

**第十八条**　次に掲げる法律の規定中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

一　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一農業共済組合及び農業共済組合連合会の項

二　法人税法別表第二農業共済組合及び農業共済組合連合会の項

三　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）別表第三第一号の表農業共済組合及び農業共済組合連合会の項

（登録免許税法の一部改正）

**第十九条**　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二十三の項の第二欄中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同項の第三欄の第二号中「農業災害補償法第九十八条の二（損害認定の準則）（同法第百三十二条第一項（準用規定）」を「農業保険法第三十一条第一項（損害認定）（同法第百七十二条（準用）、第百七十四条（準用）及び第百八十七条（準用）」に改める。

（独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正）

**第二十条**　独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「保険事業等に係る保険金等の支払」を「共済事業等に係る共済金等の支払等」に改める。

第十一条の二第一項中「農業災害補償関係業務」を「農業保険関係業務」に改める。

第十二条第二項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第百四十二条の八」を「第二百十四条」に、「農業災害補償関係業務」を「農業保険関係業務」に改める。

第二十四条第一項中「農業災害補償関係業務」を「農業保険関係業務」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

**第二十一条**　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百二十四条第一項中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に改め、同条第四項中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に、「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第百三十四条」を「第百九十二条及び第二百五条」に、「及び同法第百四十一条の四」を「並びに同法第二百一条」に改める。

第百二十六条中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。